



みやぎ 3 R 等推進設備整備事業補助金



宮城県では、県内に設備機器を整備することで、産業廃棄物の3 R 及び再生資源の利活用（以下「3 R 等」といいます。）の促進に取り組む事業者に対し、当該事業に要する経費の一部を補助します。

1 対象者

宮城県内に事業所を有し、産業廃棄物の3 R 等に取り組むために、設備機器を整備する事業者（産業廃棄物の中間処理業者を含む。また、当該事業者が半数以上を占める団体を含む）。

※ 但し、過去3年間、環境関係法令に基づく処罰、命令その他不利益処分を受けていない事業者に限ります。

2 対象事業

事業者が、産業廃棄物の3 R 等に取り組むために設備機器を整備する事業（既存設備機器の改造も含みます。）

- ① 生産工程に投入する原材料を減らしたり、再度製造工程に戻すことによって、資源の有効利用率の向上を図り、産業廃棄物の発生を削減する設備・機器の整備
- ② 産業廃棄物の再使用・再資源化・再生資源の利活用を行うための設備・機器の整備
- ③ 東日本大震災で被災した、産業廃棄物の3 R 等に資する設備・機器の復旧整備



3 補助率・補助限度額

補助率：2分の1以内

補助限度額：3,000万円以内

補助事業期間：2年以内

4 対象となる経費

機械装置費、構築物費、運搬費、据付調整費、調査費、設計費 など

5 募集期間

1期：平成25年4月24日（水）から平成25年5月31日（金）まで

2期：平成25年8月19日（月）から平成25年9月20日（金）まで（1期で予算額に達しない場合実施）

※ 必要書類等の確認・内容の精査を経た上で受け付けますので、提出期限から余裕をもった上で、事前に御連絡の上、環境政策課までお越しください。

6 留意事項

事業着手は原則として指定決定後となりますが、平成25年4月1日以降に着手したことが写真や書類等によって確認が可能で県が適正と認めた場合は、事業の指定前に着手した場合も対象とします。また、「2 対象事業」の③の事業については、指定決定前に事業が完了した場合であっても、平成25年4月1日以降に事業に着手したことが書類や写真等で確認が可能で、県が適正と認めた場合は対象とします。



問い合わせ：宮城県環境生活部 環境政策課

TEL：022-211-2664

FAX：022-211-2669

URL：<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-s/>

住所：〒980-8570 仙台市青葉区本町3-8-1

※利用の手引き・様式・要綱等を上記ホームページに掲載しています。

宮城県 環境政策課

検索